

手続きに関わること

【13 その他の手続きについて】

Q13-1 来年度、東広島市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

A13-1 令和8年度小学校入学予定者については、入学後（4月）に手続きに係る書類を配付する予定です。

書類①-1「東広島市学校給食喫食確認書兼申込書」は、原則、全員提出が必要です。

なお、食物アレルギー等により、飲用牛乳、主食（米飯・パン）の提供を受けることができない方は、事前に学校に相談してください。

Q13-2 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A13-2 住所、引落口座、給食内容など、小学校からの申込内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

Q13-3 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は県立・私立等（市立以外）の中学校を受験する予定です。何か手続きが必要ですか？

A13-3 県立・私立等（市立以外）の中学校に通われることが確実に決まった場合は、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を学校に提出してください。

Q13-4 東広島市立以外の小・中学校から東広島市立の小・中学校に転校する予定です。事前に必要な手続きはありますか？

A13-4 転入手続きをする際に、小学校の場合は書類①-1「東広島市学校給食喫食確認書兼申込書」、中学校の場合は書類①-2「東広島市学校給食申込書」及び書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を転入先の学校及び金融機関へ提出してください。手続きに必要な書類一式は、学校をとおしてお渡しします。東広島市教育委員会事務局学事課（電話：082-420-0975）でもお渡しすることができますので、お問い合わせください。

Q13-5 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？

A13-5 学校に予備の用紙がありますので、お申し出ください。また、東広島市教育委員会事務局学事課でもお渡しすることができます。

Q13-6 納入義務者や住所等が変わった場合、何か手続きが必要ですか？

A13-6 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」に変更内容を記入し、学校へ提出してください。

用紙は、学校または東広島市教育委員会事務局学事課でお渡しすることができます。

Q13-7 引落口座を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A13-7 書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を、変更したい金融機関に直接提出してください。その際、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」の提出は必要ありません。

Q13-8 書類①-2「東広島市学校給食申込書」の保護者等（納入義務者）と児童手当受給者は違う者の氏名を記入してもよいでしょうか？

A13-8 よいです。保護者等（納入義務者）と児童手当受給者の氏名が違っていても、各自同意いただけるなら、問題ありません。

